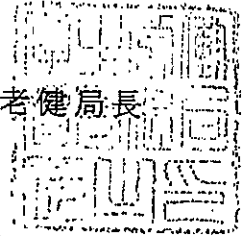


老発第0913第3号
平成25年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた
対処方針について

○ 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が開催され、別添1のとおり、報告書がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記に留意するとともに、管内市町村、関係団体及び該当事業所に対して広く周知されるようよろしくお願いします。

なお、下記の内容については、総務省と協議済みとなっています。

記

1 スプリンクラー設備の設置義務について

○ 今回の報告書では、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設（主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設）のうち認知症高齢者グループホームなどの高齢者福祉施設（別添2の区分1の施設等に限る。以下1から5において「認知症高齢者グループホーム等」という。）について、原則として、全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、法令上の措置を待たずに、現在未設置の施設に対して、今回の報告書の趣旨を説明し、スプリンクラー設備の設置を積極的に働きかけていただきたい。

その際、厚生労働省において設けている介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度など各種制度を活用していただきたい。

また、今回の報告書では、地方公共団体は、認知症高齢者グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待されていることから、各都道府県及び各市町村においては、必要な対応をご検討いただくようお願いしたい。

2 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

今回の報告書では、認知症高齢者グループホーム等について、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、認知症高齢者グループホーム等の従業員は、自動火災報知設備や火災通報装置の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められるため、各都道府県及び各市町村においては、消防部局からの認知症高齢者グループホーム等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

3 従業員教育について

認知症高齢者グループホーム等については、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、指導監査等の機会を通じて、「非常災害に関する具体的計画」に従業員への定期的な教育の時期が記載され、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、認知症高齢者グループホーム等に対して指導を行っていただきたい。

なお、平成22年度老人保健健康増進等事業により、公益社団法人日本認知症グループホーム協会が「グループホームの安全性確保・向上に関する調査研究事業報告書」(http://ghkyo.or.jp/top/modules/pico/index.php?content_id=19)において「4章グループホームの防火安全対策 教材テキスト」及び「5章グループホームの防火安全対策 実践の手引き」を作成しているので、各市町村においては、管内の認知症高齢者グループホームに対して周知するとともに、必要に応じて、その活用を促していただきたい。

4 効果的な訓練の実施について

認知症高齢者グループホーム等については、訓練を行う際、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の事情を考慮し、その効果を高めていくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、消防本部等と連携し、認知症高齢者グループホーム等に対して重点的な訓練指導を実施していただきたい。

また、別添3の「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」、別添4の事例などを認知症高齢者グループホーム等に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけをお願いしたい。

5 近隣との協力体制について

認知症高齢者グループホーム等については、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と連携を図ることが必要である。

そのため、認知症高齢者グループホーム等は、日頃から地域への貢献や交流を図ることが重要であり、そうした取組により、地域において、高齢者福祉や施設への理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

各都道府県及び各市町村においては、施設の実施する運営推進会議等に地域の消防団などの出席を要請するなど、消防機関の協力を得ながら、近隣との協力体制における火災対応の実効性の確保を図っていただきたい。

6 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

施設の安全対策は、消防部局、福祉部局、建築部局の関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

そのため、認知症高齢者グループホームなど介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス（別添2の区分2のサービスに限る。）を行う施設（以下6～7において「対象施設」という。）については、施設の安全確保を図るため、関係行政機関の情報共有と連携体制の構築が必要となる。

今後、具体的な方法等については別途通知を発出する予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、対象施設からの指定又は指定の更新の申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と連携しながら、建築基準法や消防法など

の防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行っていただくことを検討している。

また、上記に関わらず、指導・監査の機会を通じて、各種法令の規定に係る不備を把握した場合には、関係行政機関へ必要な情報提供を行っていただきたい。

7 防火関係の法令に不適合な施設の改善

消防用設備や防火区画など防火上の不備がある施設については、関係行政機関において、当該施設の情報を共有し、早期の改善を促すことが求められている。

このため、都道府県及び市町村においては、対象施設のうち防火関係の法令に不適合な施設について、消防部局及び建築部局と連携しながら、防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促していただきたい。

さらには、介護保険法上の指定基準における防火関係の規定に係る不備についても重点的な指導を行っていただきたい。

別添 2

(区分1) 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設(主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)

(現在の対象となる施設)

①老人短期入所施設、②養護老人ホーム、③特別養護老人ホーム、⑤有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、⑥介護老人保健施設、⑦老人短期入所事業を行う施設、⑧認知症対応型共同生活援助を行う施設

(平成27年度以降に対象となることが予定されている施設)

⑨軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑩小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、⑪その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(「複合型サービス」などを想定)

(区分2) 介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

①(介護予防)通所介護、②(介護予防)通所リハビリテーション、③(介護予防)短期入所生活介護、④(介護予防)短期入所療養介護、⑤(介護予防)特定施設入居者生活介護、⑥(介護予防)認知症対応型通所介護、⑦(介護予防)小規模多機能型居宅介護、⑧(介護予防)認知症対応型共同生活介護、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護、⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑪複合型サービス、⑫介護福祉施設サービス、⑬介護保健施設サービス

事 務 連 絡
平成21年10月27日

総務省消防庁
予 防 課 長 様

全 国 消 防 長 会
事務総長 熊谷 道夫

「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について（情報提供）

○ 総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示され、その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導體制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において、避難誘導體制の確保の徹底を図る対応について審議、検討した結果、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導體制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として防火安全対策を推進していただくよう、全国の消防長あて別添えのとおり通知しましたので、お知らせいたします。

○ 別添え

「平成21年10月27日付全消発第338号 全国消防長会会長通知」

平成21年10月27日

各 会 員 殿

全 国 消 防 長 会
会 長 新 井 雄 治
(公 印 省 略)

「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について

総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示されました。その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導體制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討した結果、別添えのとおり「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、各消防本部におかれましても、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導體制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として、防火安全対策を推進していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

別添え

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」

小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2、(1)に定める小規模社会福祉施設における避難誘導體制等を見直すとともに、自動火災報知設備及び連動型住宅用火災警報器（以下「自火報等」という。）の設置促進を図るため、避難訓練の実施及びその検証の具体的な指導方法を示すことを目的とする。

なお、このマニュアルの活用にあつては、小規模社会福祉施設の実態に応じ、各消防本部で適用対象物、実施方法等を変更することができるものとする。

2 適用対象物

(1) このマニュアルは、社会福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項ロ及び（6）項ハに限る。）のうち、延べ面積がおおむね 300 m²未満の防火対象物（以下「小規模社会福祉施設」という。）に対し適用する。

(2) 前1の目的を踏まえ、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設を重点対象物とする。

3 訓練及び検証の基本的な考え方

(1) このマニュアルでは、火災発生時に火災対応を行う職員その他の避難介助者（近隣事業所等の応援者を含む。以下「職員等」という。）がとるべき基本的な対応事項を示すとともに、小規模社会福祉施設の状況から算定される避難目標時間の設定方法を示している。当該対応事項を、設定した避難目標時間内に完了させることを目指して訓練を実施し、その検証を行うことで小規模社会福祉施設の避難誘導體制その他の防火安全対策を推進するとともに、自火報等の設置の必要性を関係者に示すことを基本的な考え方としている。

(2) このマニュアルの訓練は、小規模入所施設（利用者を入所させるための小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）を前提としているが、小規模通所施設（小規模入所施設以外の小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）についても、実施することができる。

4 訓練の事前準備

(1) 事前相談等の実施

消防機関は、小規模社会福祉施設の職員等が、小規模社会福祉施設の実態や入所者等（小規模社会福祉施設の利用者をいう。以下同じ。）の状況を踏まえた避難介助の方法、避難経路の選択、避難目標時間の設定その他訓練の実施に必要な事項を適切に設定できるように、事前相談の機会等をとらえ必要な助言を行うものとする。

(2) 職員等及び入所者等の配置

入所者等の数（特に自力避難困難者の数）に比して最も職員等の数が少なくなり、また、入所者等の避難行動が最も困難な状況（小規模入所施設にあつては、通例、入所者等が就寝してい

る夜間)を想定して、職員等及び入所者等を配置し訓練を実施する。

小規模入所施設において、訓練に参加できない自力避難困難者がいる場合については、職員等が代役となるかダミー人形等を使用することとし、自力避難困難者以外の入所者等は可能な範囲で参加するものとする。

また、小規模通所施設(小規模入所施設で通所サービスが提供されている場合の当該サービス提供部分を含む。)にあっては、通例想定される施設の利用者数相当の人数の施設の利用者が参加することが望ましいが、同様に職員等が代役となり、又は参加可能な範囲で実施することとで差し支えない。

(3) 出火点の想定

自力避難困難者の配置等の状況を勘案し、小規模社会福祉施設の居室等のうち、火災が発生した場合に避難に最も時間を要すると想定される居室等の中から、出火点として想定する居室等を小規模社会福祉施設の関係者と相談して選択する。

(4) 安全管理

訓練における事故を未然に防止するため、小規模社会福祉施設の職員等に訓練時の安全管理に関して次のことを指導するものとする。

ア 訓練における安全管理の主体は、小規模社会福祉施設の関係者であること。

イ 訓練の責任者となる小規模社会福祉施設の職員等が、事故につながるような項目のチェックを実施すること。

ウ 訓練前には、安全管理について、訓練参加者全員に周知すること。

エ 訓練前には、訓練の計画変更の有無を確認し、変更があった場合は、参加者に相違点を周知すること。

オ 訓練中は、参加者個々の行動を注視し、危険が予測される場合又は事故が発生した場合は、直ちに中止すること。

カ 消防用設備等を使用した場合は、訓練後に資器材等の収納を適切に行うとともに、受信機などのスイッチ類を確実に元の状態に復旧すること。

キ 訓練後は、安全管理面から気付いた点を記録して、その後の訓練に反映させること。

5 対応事項(訓練内容及びその実施方法)

訓練において職員等がとるべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、小規模社会福祉施設の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

① 自火報等が設置されている場合

出火点に最も近い場所に設置されている感知器・住宅用火災警報器(以下「感知器等」という。)を発報させて自火報等を作動させるか、又は自動火災報知設備の作動を想定して受信機に当該感知器が作動した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。

② 自火報等が設置されていない場合

火災を発見した入所者等から連絡を受ける等により、職員等が火災を覚知することを想定し、これに要する時間として、訓練開始から1分30秒間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を1分30秒間進める。）こととする。

(2) 現場の確認

出火場所を確認し、自ら又は他の職員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行し駆けつける。通常、想定した出火時間に職員等が仮眠状態で待機している場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。出火場所の確認行動は以下のとおりとし、火災を確認した者は、その場で「火事だー!」と2回叫ぶこととする。

① 自動火災報知設備が設置されている場合

受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自動火災報知設備の発報場所を確認して出火場所に駆けつける。

② 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

出火点の発見と出火場所への到着に要する時間として、 $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間進める。）こととし、その後、出火場所に駆けつける。

③ 自火報等が設置されていない場合

②に同じ。

(3) 火災室からの避難

職員等は、大声で付近の入所者等及び職員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず火災室から入所者等を避難させる。

① 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、廊下等へ一時的に退避させる。

② 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

(4) 初期消火及び出入口の閉鎖

現場の確認を行った者が携行した消火器で、仮想の初期消火活動（放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）を行う。

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、火災室の出入口を閉鎖する。

(5) 自力避難困難者の建物外までの避難介助

(3)、①により火災室から一時的に退避させた自力避難困難な入所者等を、建物外まで介助を行って避難させる。具体的な避難介助の方法としては、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる等があるが、自力避難困難な入所者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害、認知症等による状況判断能力の低下等の種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

また、エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、小規模社会福

社施設の状況等により使用することができるものとする。

(6) 消防機関への通報

消防機関へ通報する火災報知設備又は電話等により火災である旨を消防機関へ通報する。

① 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていて自火報等と連動している場合

自動的に通報が行われることを想定することとし、特段の動作を要しないこととする。

② 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているが自火報等と連動していない場合

現場の確認（(2)における「火事だー！」の声の確認）の後に、消防機関へ通報する火災報知設備を作動させる。職員等が一人しかいない場合、火災室と消防機関へ通報する火災報知設備の位置関係、延焼状況、火災室の入所者（逃げ遅れ者）の状況等により、(3)から(5)までの行動よりも先に行うか、合間に行うこととする。

③ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない場合

前②と同様の時点で電話により模擬通報を行う。消防機関への電話による模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする（検証の際にはおおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。）。

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇（事業所名）で、〇〇施設（社会福祉施設の事業類型：（例）有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）です。」

消 防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

(7) 火災室以外にいる者の建物外等への避難

火災室以外にいる入所者等を避難させる。

① 火災室以外の自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外等に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法については(5)に同じ。）。

② 火災室以外の自力避難が可能な者は、(3)から(7)までの行動の合間に、職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等小規模社会福祉施設及び入所者等の実態に応じた方法（確実に伝達できる方法とする。）により避難を促し、自力で建物外へ避難させる。

また、①又は②のいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等）に避難する際に火災室を通過してはならないこととする。

避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。

最後に入所者等と職員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し、避難の完了とする。

なお、必要に応じ建物外へ避難した入所者等が建物内に再進入しないような工夫を講じさせるとともに、入所者等を避難行動後、引き続き部屋に戻すなど実際の火災時において建物へ再進入する誤解を与えるような訓練の実施方法は避けるよう配慮することとする。

(8) 近隣協力者への連絡

近隣協力者等がいる場合は、上記対応事項について応援を受けることができることとする。この場合、職員等は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自火報等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自火報等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から小規模社会福祉施設に駆けつけ（又は、自宅から小規模社会福祉施設までに要する時間待機し）、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(9) 消防隊への情報提供

消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に対しおおむね次の内容について情報の提供を行う。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「入所者〇名のうち、〇名は避難済みで、このほか〇階の入所者は、〇階の〇〇〇（避難した一次避難場所）へ一時避難しています。」

6 訓練の検証と改善指導の方法

(1) 訓練の検証

前5に従って実施した訓練において職員等がとるべき対応事項のうち、前5、(1)から(7)まで及び(8)（近隣協力者等がいる場合に限る。）に要した時間を R_t とし、7により算定する避難目標時間（火煙が危険なレベルに達する時間）を T_f とした場合

$$R_t \leq T_f$$

であることを検証する。

なお、訓練に参加していない入所者等（代役がいる場合を除く。）がいる場合は、当該入所者等の避難に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。同様に、入所者等の安全管理上の理由等により避難行動の一部を省略した場合についても、省略した避難行動の部分に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。

これらの場合について、必要な時間の予測は、その人数、距離及び自力避難の困難の状況に応じて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年消防予第231号）記4、(1)、イの移動時間の算定方法により算出するか、又は避難行動（ダミー人形等を使用してもよい。）を実測し、それに基づいて予測する方法で算定するものとする。

(2) 改善指導の方法

$R_t > T_{ef}$ であった小規模社会福祉施設については、別紙の内容を参考に指導すること。

7 避難目標時間の設定

避難目標時間は、避難行動が完了する時間の目標時間である。このマニュアルの対象となる小規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小規模であることや、防火上の構造や区画の一般的な状況等を勘案し、建物全体を単位として避難目標時間を設定する。

避難目標時間 (T_f) は、火災室の状況に応じて算定される「基準時間 (T_{f1})」及び建物全体の状況に応じて算定される「延長時間 (T_{f2})」の和とする。

基準時間 (T_{f1}) 及び延長時間 (T_{f2}) は、当該建築物の条件により、別表のとおりとする。

条件				時間	
火災室の状況	基準時間 (T_{f1})	内装制限の 状況 (注1)	不燃材料	5分	
			準不燃材料	4分	
			難燃材料	3分	
			なし	2分	
		寝具・布張り家具の防災性能の確保 (注2)			+1分
		特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置 (注3)			+2分
建物全体の状況	延長時間 (T_{f2})	火災室からの 区画形成	防火区画 (注4)	3分	
			不燃化区画 (注5)	2分	
			その他の区画 (注6)	1分	
		床面積×(天井高さ-1.8m) ≥ 200 m ³			+1分
		特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置 (注3)			+1分
避難目標時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$					

(注1) 内装制限の状況については、火災室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げとする。

(注2) 寝具・布張り家具の防災性能の確保については、火災室において使用する寝具・布張り家具のすべてが防災性能を確保している場合とする。

(注3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第12条第2項第4号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成3年消防予第53号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。

(注4) 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。

なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(注5) 不燃化区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井(天井の無い場合においては屋根)並びに防火戸又は準不燃材料(ガラスは網入りのものに限る。)で造った戸により区画を形成する(外気に面する開口部を除く)ものをいう。

(注6) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸(襖、障子又はこれらに類するものを除く。)により区画を形成するものをいう。

対応事項の完了までに要する時間が避難目標時間を超過した際の指導要領

訓練の検証の結果、避難目標時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合には、以下に述べる要領を参考に、防火安全対策の指導を必要に応じて行うものとする。

1 問題点の指導

訓練時の行動等で問題と考えられる事項を指導するとともに、小規模社会福祉施設の設備、構造等で防火安全対策上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の検討

前1で挙げた問題点及び避難目標時間から超過した時間等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、実現可能な改善策を検討するよう指導する。

特に、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設で、避難目標時間の超過等が著しいものについては、自火報等（自動火災報知設備の設置義務がない小規模社会福祉施設にあっては連動型住宅用火災警報器）の早期設置を指導すること。

① 活動の迅速化

次に掲げる項目を実施することにより、対応事項に係る時間を短縮することを指導する。

- ア 訓練等により職員等の行動の迅速化を図る。
- イ 職員等相互の連携を図る。
- ウ 消防用設備等や防災設備等の操作・取扱い要領の習熟を図る。
- エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る。
- オ 車イス等避難介助に使用する設備・機器等を増強する。

② 防火管理体制の変更

次に掲げる項目に関する体制を変更し、又は見直すことを指導する。

- ア 職員等の資質を考慮し、災害対応能力がいずれの日も平均化するように、シフト体制を見直す。
- イ 自力避難困難者や受信機に近接した所に、職員等の事務所や仮眠室を設定する。
- ウ 目的地までの遠回りや職員等が互いに重複する行動をとらないようにするため、小規模社会福祉施設内の構造を良く理解し、役割分担を周知徹底する。
- エ 自力避難困難者の居所を避難容易な場所に変更する。
- オ 近隣住民との火災時の応援体制を整備するとともに、宿直等の人員を適正配置するなど職員等配分の適切化を図る。
- カ ③に掲げる消防用設備等その他の設備等の強化の状況により、避難経路・避難方法の見直しを行う。

③ 消防用設備等その他の設備等の強化

次に掲げる消防用設備等その他の設備等を設置し、又は改良するなど、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図る。

- ア 自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器を設置する。
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。
- ウ 自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる（又は、自火報等の非火災報対策の進捗状況を踏まえ、自火報等の作動時点で消防機関へ通報する火災報知設備の起動又は電話による通報を行うこととする。）。
- エ 小規模社会福祉施設の中で通報連絡するための装置等（携帯電話、館内インターホン、コードレス電話子機等）を設置する。
- オ 近隣協力者等の応援要請装置を設置する。
- カ 119 番通報を複数の場所で行うことができるようにする。
- キ スプリンクラー設備を設置する。
- ク 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う。
- ケ 火気使用設備器具等に自動消火装置を設置する。
- コ 消火器の設置を増強する。
- サ パッケージ型消火設備を設置する。
- シ 近隣の協力者への火災通報を自動火災報知設備と連動させる。
- ス 火災時に外部にその旨を通報する音響装置を設ける。
- セ 外部と直接出入りできる扉等で施錠しているものを自動火災報知設備と連動して解錠する仕組みとする。

④ 建物構造等の強化等

内装の不燃化、防火区画の設置等により、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図ることを指導する。

- ア 全寝具・布張り家具（ソファ等）に防火性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品を使用する。
- イ 建物の内装の不燃化を図る。
- ウ 建物内を防火区画（準耐火構造の壁及び防火戸による区画）により細分化する。
- エ 火災室の区画を形成するよう出入口及び開口部を変更する。
- オ 火災室を区画するドアを自動閉鎖式にする。
- カ 一次避難場所や避難経路のスペースを広げる等見直しを行う。
- キ 避難経路を増やす。例えば、屋外階段や避難上効果が期待されるバルコニー等を確保する。
- ク 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。

3 改善策の実施及び再効果確認

前2で検討した改善策を関係者と十分に協議して、火災発生時に効果のある改善策を計画する。この際、ソフト面の改善策は比較的早期に実施できると考えられるが、設備・建築の構造等のハード面の改善策は、時間等が必要となると考えられる。計画した改善策については、関係者に継続して指導するものとする。

なお、実施した改善策が維持されるよう、その内容を消防計画等に盛り込むよう指導する。

改善が図られた後、必要に応じて再度訓練及び訓練の検証を行うものとする。訓練の検証の結果、避難目標時間内に対応事項が完了しない場合は、前2の改善策に加え、次に掲げる改善策の例等を参考に更に効果的な改善を行うように指導する。

- ア 火気管理の強化を図る。
- イ 火気使用設備器具等の管理と点検の強化を図る。
- ウ コンセントの定期的な清掃等電気器具の管理と点検の強化を図る。
- エ 放火防止対策の強化を図る。
- オ 暖房用の灯油等は、屋外の物置等に保管する。
- カ 入所者等による火気器具（マッチ、ライター等）の持ち込み・使用状況に留意する。
- キ 消火器の使用方法を全職員等に周知する。
- ク 入所者等のうち、消火器が使用できる者に使用方法を周知する。
- ケ 避難施設、避難経路の定期的な点検による維持管理を行う。
- コ 入所者等個々の避難経路や避難方法等を全職員等に周知する。

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」による
消防機関の指導の際の留意事項

1 訓練実施前の指導上の留意事項

訓練実施前に下記事項について指導すること。

- (1) 消火器の取扱い、自動火災報知設備等の確認方法など基本事項を実施できることを確認した上で、小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）による訓練を実施すること。

また、基本事項が実施できない場合は、基本事項を習得させた上で、マニュアルによる訓練を行うこと。

- (2) 実際の火災においては、初期消火、避難誘導時の自己の安全確保が重要であることから、安全確保にも十分配慮するよう指導すること。

- (3) マニュアルによる訓練を実施する場合は、消防計画等を尊重すること。

なお、新規に開設する小規模社会福祉施設であって、事業開始前のものについても、このマニュアルに準じた訓練の実施等を指導すること。

- (4) 消防法第8条の防火管理義務対象物以外の小規模社会福祉施設にあっても、避難誘導体制等を実質的に確保し、防火安全対策を講じることが極めて重要であるため、このマニュアルによる指導を行うとともに、消防法第8条に準じた避難誘導体制等の確保を指導すること。

このマニュアルの対応事項が消防計画に盛り込まれていない場合には、小規模社会福祉施設の実態を十分に踏まえたうえで、すべての対応事項を消防計画に盛り込むよう指導すること。

2 訓練実施時の留意事項

訓練実施時に下記事項に留意すること。

- (1) 訓練の実施にあたっては、訓練に参加することに支障がある入所者等もいることに十分留意し、入所者等の体調や参加の可否、訓練指導者を含めた小規模社会福祉施設側の安全管理体制等を確認すること。

- (2) 入所者等の参加の代わりに職員等による代役やダミー人形の使用が行われる場合には、実際の入所者等が避難する状況が可能な限り再現されるように工夫すること（実際の入所者等の歩行速度等を可能な限り再現する、ダミー人形を使用する場合にも実際の入所者等を介助する場合に必要な安全確認手順等を省略しない等）。

- (3) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。

- (4) 自力避難困難者の搬送にあつては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。

- (5) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。

- (6) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も確認すること。
- (7) 近隣協力者がいる場合には、通報連絡手順を確認し、小規模社会福祉施設の火災時の対応計画や建物内部の状況を把握することができる等の訓練参加による利点が大きいため、積極的な参加を指導すること。

3 訓練実施後の指導

訓練実施後に下記事項について指導すること。

- (1) 効果確認時に、対応行動のうちの適切に行われなかった部分について改善を指導すること。
また、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかった場合は、その要因を検討し対応行動に要する時間の短縮のため改善を図るよう指導すること。
- (2) 改善を行った後に再度効果確認を行い、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかった場合は、対応行動に要する時間の更なる短縮その他防火安全対策の効果向上のため継続して改善を図ること。
- (3) 効果確認後は、一定期間ごとにこのマニュアルに基づく見直し訓練を継続して実施するとともに、小規模社会福祉施設の事情変更があった場合にも訓練を行うよう指導すること。
- (4) 避難目標時間の計測による効果確認のほかにも、想定した出火点以外の場所から出火した場合の避難経路・方法等の検討、停電等に備えた誘導灯・非常照明等の設置、避難した後の入所者等の安全確保策の検討等を行うよう指導すること。
また、繰り返し訓練を行う場合は、想定する出火点を変更することも考慮し指導すること。

4 その他

このマニュアルによる訓練・検証等の指導のほか、防火安全対策の指導を行うこと。

効果的な訓練を実施している施設の取組事例

1 運営推進会議を活用した取組例

- 利用者、地域住民、市町村職員等で構成される「運営推進会議※」(2ヶ月に1回開催)を活用して、地域住民も参加した訓練を実施。

※ 運営推進会議～地域に開かれたサービスの質の向上のため「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)により義務づけ

- 訓練終了後、地域住民も参加した反省会等により改善見直しを行うPDCAサイクルを導入し、防火管理の充実、向上を図るための取組みを行っている。

<効果>

- ・ 訓練を通じて様々な課題が明確になり、職員全員で訓練の実施方法の見直しや、その後の意見交換を行う必要性を感じることができる。
- ・ 訓練により明確になった課題については、職員だけでなく、地域住民や関係者と共有することが重要であることが確認できる。
- ・ 利用者の暮らしぶりや、グループホームという生活の場が、地域住民や関係者に理解されることにより、実効力のある工夫や知恵が生まれ、明らかになった課題に対して実践的な取組みにつなげることができる。

2 実践的な訓練を継続して実施することにより内容を充実させている取組例

- 平成17年の開所時から消防機関立ち会いのもと、年2回の実践的な訓練を実施し、訓練内容の充実を図っている。
- 訓練実施時の反省点・次回への課題等を継続して検討結果報告書にまとめ、定期的に実施結果の検討を行っている。

<訓練内容>

- ・ 火災が発生した場合に、人命危険が高い状況(夜間等)を想定した訓練を実施。
- ・ 出火場所・避難経路等を不明とし、対応する職員間において事前の打ち合わせをせずに実施。

<効果>

- ・ 実践的な訓練を継続して実施することにより、訓練における課題及びその対策が明確となり、施設の実情に即した、より実効力のある訓練を実施していくことができる。
- ・ 夜間を想定した実践的な訓練を継続的に実施することにより、訓練のマンネリ化を防止し、職員の緊張感を維持することができる。

3 他のグループホームの訓練に参加している取組例

- 客観的な視点から訓練における問題点等を確認するため、他のグループホームの訓練の見学を行っている。

<効果>

- ・ 他のグループホームの新入職員等の訓練を見学することは、自己と置き換えて学ぶことができ、非常に有効である。

